

厚生労働省岩手労働局発表  
令和4年12月23日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業対策課  
課長 長野 弘元  
地方障害者雇用担当官 本館 健  
電話 019-604-3005

## 岩手県における障害者雇用状況の集計結果を公表します （令和4年6月1日現在）

### ～民間企業の実雇用率は2.38%、 法定雇用率(2.3%)を上回り過去最高～

岩手労働局（局長 いなほら としひろ 稲原 俊浩）では、岩手県内に本社を置く民間企業や公的機関などにおける令和4年の障害者の雇用状況（注1）を取りまとめましたので、その結果を公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

#### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

- ・実雇用率は2.38%（全国平均2.25%）と前年比0.01ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ・雇用されている障害者の数（注2）は 3,530.5人と、前年より0.9%（32人）減少。
- ・法定雇用率(2.3%)（注3）を達成している企業の割合は58.9%と前年比0.1ポイント上昇し、過去最高を更新。

#### 2 公的機関における在職状況（法定雇用率2.6%）

- (1) 県の機関：雇用障害者数278.0人（対前年比9.9%（25人）増加。）実雇用率2.77%、（前年比0.27ポイント上昇。）
  - ・県の4機関においては、全ての機関で法定雇用率(2.6%)を達成。
- (2) 市町村の機関：雇用障害者数384.0人（対前年比4.9%（18.0人）増加。）実雇用率2.59%、（前年比0.06ポイント上昇。）
  - ・報告対象48機関のうち、35機関で法定雇用率(2.6%)を達成。
- (3) 教育委員会：雇用障害者数237.5人（対前年比1.7%（4.0人）減少。）実雇用率2.52%、（前年比同様。）
  - ・報告対象となる岩手県教育委員会と盛岡市教育委員会の全2機関で法定雇用率(2.5%)を達成。

#### 3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

- ・雇用障害者数5.0人（対前年比44.4%（4.0人）減少。）実雇用率1.39%、（前年比1.16ポイント低下。）
- ・報告対象となる独立行政法人等は公立大学法人 岩手県立大学と地方独立行政法人 岩手県工業技術センターの2機関。



# 令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

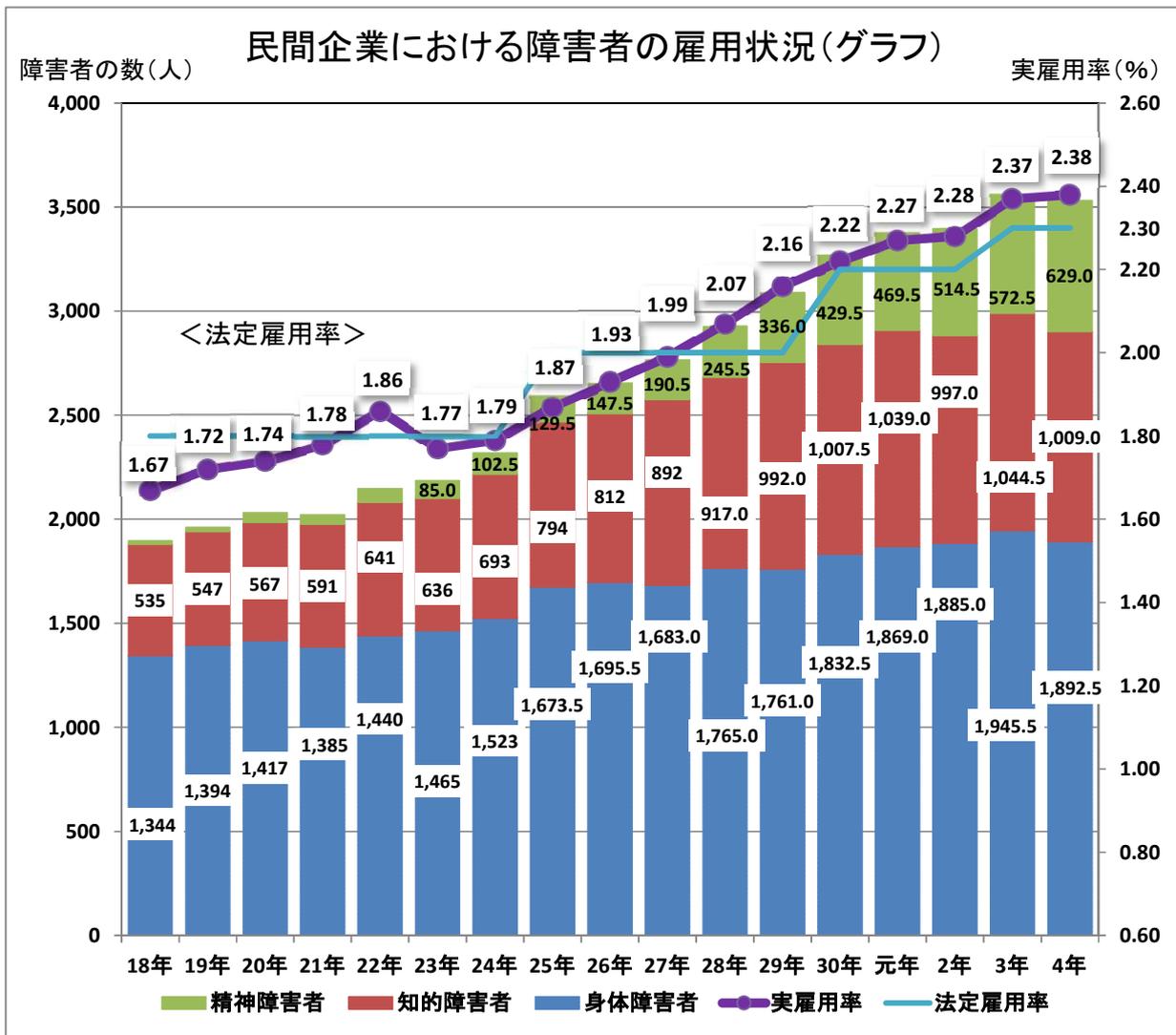
## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 [詳細表P1・P13]

- 民間企業(43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は3,530.5人で、前年より0.9%(32人)減少した。都道府県別の実雇用率をみると、東北ブロックでは2番目に高い水準となっている。
- 雇用者のうち、身体障害者は1,892.5人(対前年比2.7%減)、知的障害者は1,009.0人(同3.4%減)、精神障害者は629.0人(同9.9%増)となっており、身体障害者及び知的障害者では若干減少したものの、精神障害者では増加した。
- 実雇用率は2.38%で、前年より0.01ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は58.9%となり、前年より0.1ポイント上昇した。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	1,060	148,573.5	3,530.5	2.38	624	58.9	2.25
3年度	1,066	150,558.0	3,562.5	2.37	627	58.8	2.20
増減	▲ 6	▲ 1,984.5	▲ 32.0	0.01	▲ 3	0.1	0.05

[詳細表 P1 1(1)・詳細表P4 1(4)]



## (2) 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満規模企業及び500人～1,000人未満規模企業を除く区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5人～100人未満規模企業では低下、100人～300人未満規模企業では同率、その他の区分の規模企業では前年を上回った。

なお、民間企業全体の実雇用率（2.38％）と比較すると、100人～300人未満規模企業（2.44％）、1,000人以上規模企業（2.70％）が実雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、100人～300人未満規模企業及び1,000人以上規模企業を除く区分

### ○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減 （人）	対前年増減比 （％）
	4年度	3年度		
43.5人～100人未満(※)	866.0	890.5	▲ 24.5	▲ 2.8
100人～300人未満	1,304.5	1,299.0	5.5	0.4
300人～500人未満	370.5	363.5	7.0	1.9
500人～1,000人未満	472.0	531.5	▲ 59.5	▲ 11.2
1,000人以上	517.5	478.0	39.5	8.3
計	3,530.5	3,562.5	▲ 32.0	▲ 0.9

※令和3年3月1日法定雇用率引き上げにより、43.5人～100人未満に変更（令和2年までは45.5人～100人未満）

[詳細表 P2 1(2)]

### ○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	雇用率達成割合(%)		前年比 増減(P)
	4年度	3年度		4年度	3年度	
43.5人～100人未満(※)	2.18	2.26	▲ 0.08	57.7	56.9	0.8
100人～300人未満	2.44	2.44	0.00	61.0	64.2	▲ 3.2
300人～500人未満	2.36	2.22	0.14	60.9	49.0	11.9
500人～1,000人未満	2.30	2.27	0.03	54.5	48.6	5.9
1,000人以上	2.70	2.63	0.07	60.0	77.8	▲ 17.8
計	2.38	2.37	0.01	58.9	58.8	0.1

※令和3年3月1日法定雇用率引き上げにより、43.5人～100人未満に変更（令和2年までは45.5人～100人未満）

[詳細表 P2 1(2)]

## (3) 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、主に「医療・福祉」、「サービス業」で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.67％）、「医療・福祉」（2.83％）の2業種が法定雇用率（2.3％）を上回っている。

産業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減比(%)
	4年度	3年度		4年度	3年度		
農・林・漁業	2.29	3.31	▲ 1.02	51.5	78.5	▲ 27.0	▲ 34.4
鉱業・採石業・砂利採取業	1.11	1.15	▲ 0.04	1.0	1.0	0.0	0.0
建設業	2.15	2.03	0.12	117.5	119.0	▲ 1.5	▲ 1.3
製造業	2.67	2.67	0.00	980.0	990.0	▲ 10.0	▲ 1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2.03	2.69	▲ 0.66	6.0	8.0	▲ 2.0	▲ 25.0
情報通信業	1.62	1.73	▲ 0.11	48.0	48.5	▲ 0.5	▲ 1.0

運輸業・郵便業	2.26	2.27	▲ 0.01	141.5	145.0	▲ 3.5	▲ 2.4
卸売業・小売業	2.25	2.13	0.12	645.5	643.5	2.0	0.3
金融業・保険業	1.87	1.98	▲ 0.11	97.0	106.0	▲ 9.0	▲ 8.5
不動産業・物品賃貸業	1.91	1.92	▲ 0.01	26.0	26.0	0.0	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	1.02	0.96	0.06	15.5	11.5	4.0	34.8
宿泊業・飲食サービス業	1.94	2.16	▲ 0.22	85.5	101.5	▲ 16.0	▲ 15.8
生活関連サービス・娯楽業	1.42	1.80	▲ 0.38	51.0	59.0	▲ 8.0	▲ 13.6
教育・学習支援業	1.85	1.80	0.05	67.5	66.0	1.5	2.3
医療・福祉	2.83	2.76	0.07	909.5	884.0	25.5	2.9
複合サービス事業	2.06	1.96	0.10	86.0	85.5	0.5	0.6
サービス業	2.05	2.02	0.03	201.5	189.5	12.0	6.3
計	2.38	2.37	0.01	3,530.5	3,562.5	▲ 32.0	▲ 0.9

〔詳細表 P3 1(3)〕

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業（436社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、75.5%（329社）となっている。  
また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は59.9%（261社）となっている。

〔詳細表 P6 1(5)〕

#### (5) 県内実雇用率上位企業

<一般企業 実雇用率上位10社>

企業名	業種名	所在地	算定基礎 労働者数 (人)	実雇用率 (%)
有限会社 西部産業	食料品製造業	八幡平市	112.0	41.96
社会福祉法人聖愛育成会	社会福祉事業	奥州市	140.5	17.44
及源鋳造 株式会社	鉄鋼業	奥州市	55.0	12.73
株式会社 二戸食品	食料品製造業	二戸市	55.0	12.73
岩手モリヤ 株式会社	繊維工業	久慈市	77.0	11.69
E C 南部コーポレーション株式会社	総合工事業	奥州市	97.0	11.34
株式会社 ヒノヤタクシー	道路旅客運送業	盛岡市	55.0	10.91
株式会社 オリオンペーカー	食料品製造業	花巻市	60.5	9.92
株式会社 中村電子	電子部品製造業	宮古市	65.0	9.23
事業所の意向により、企業名、業種名非公表		二戸市	43.5	9.20
丹内建設株式会社	職別工事業	滝沢市	44.0	9.09
有限会社東北石灰運輸	道路貨物運送業	一関市	44.0	9.09

<就労継続支援A型事業所を運営する企業(実雇用率10%以上)>

企業名	業種名	所在地	算定基礎 労働者数 (人)	実雇用率 (%)
一般財団法人 青い鳥	プラスチック 製品製造業	盛岡市	74.5	73.15
社会福祉法人 岩手更生会	社会福祉事業	盛岡市	82.5	41.21
社会福祉法人平成会	社会福祉事業	一関市	193.5	36.69
社会福祉法人 盛岡市民福祉バンク	社会福祉事業	盛岡市	52.5	29.52
社会福祉法人 カナンの園	社会福祉事業	一戸町	209.0	20.33
L・Eエスコート株式会社	社会福祉事業	盛岡市	62.5	10.40

※就労支援A型事業所とは雇用契約に基づき、一般企業に雇用されることが困難な障害者に対して就労の機会を提供するとともに生産活動やその他の活動を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の便宜を供与する事業のことです。

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

- ・ 県の4機関に在職している障害者の数は278.0人で、前年より9.9%（25.0人）増加した。  
実雇用率は2.77%と前年（2.50%）に比べ0.27ポイント増加した。  
県の4機関においては、4機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	4	10,031.5	278.0	2.77	4	100.0	2.86
3年度	4	10,124.5	253.0	2.50	2	50.0	2.81
増減	0	▲ 93.0	25.0	0.27	2	50.0	0.05

〔詳細表 P7 2(1)〕

## (2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

- 市町村の機関に在職している障害者の数は384.0人で、前年より4.9%（18.0人）増加した。実雇用率は2.59%と前年（2.53%）に比べ0.06ポイント上昇した。48機関のうち35機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	48	14,803.0	384.0	2.59	35	72.9	2.57
3年度	47	14,477.0	366.0	2.53	35	74.5	2.51
増減	1	326.0	18.0	0.06	0	▲ 1.6	0.06

[詳細表 P8 2(2)、P10 3(2)]

## (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

- 県等の教育委員会に在職している障害者の数は237.5人で、前年より1.7%（4人）減少した。実雇用率は2.52%と前年（2.52%）と同様であった。

※報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	2	9,434.0	237.5	2.52	2	100.0	2.27
3年度	2	9,585.5	241.5	2.52	2	100.0	2.21
増減	0	▲ 151.5	▲ 4.0	0.00	0	0.0	0.06

[詳細表 P9 2(3)、P11 3(3)]

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は5.0人であり、前年と比べ44.4%（4.0人）減少した。実雇用率は1.39%と前年（2.55%）に比べ1.16ポイント低下した。

※報告対象の独立行政法人等は公立大学法人岩手県立大学、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	2	360.5	5.0	1.39	0	0.0	2.72
3年度	2	353.5	9.0	2.55	2	100.0	2.69
増減	0	7.0	▲ 4.0	▲ 1.16	▲ 2	▲ 100.0	0.03

[詳細表 P11 3(4)]

## 4 今後の取組み

### (1) 法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期達成を図る。

### (2) 法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

- 引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

# 令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

## <目次>

### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(参考) 民間企業における障害者実雇用率・達成企業割合グラフ	5
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	6

### 2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)	7
(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)	8
(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)	9

### 3. 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.6%)	10
(2) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.6%)	10~11
(3) 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)	11
(4) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)	11

### 4. 地域別の障害者雇用状況

(1) ハローワーク別の状況	12
(2) 都道府県別実雇用率等の状況	13



# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
岩手県	企業 1,060 (1,066)	人 148,573.5 (150,558.0)	人 606 (632)	人 112 (114)	人 2,000 (1,940)	人 413 (489)	人 3,530.5 (3,562.5)	人 316.0 (280.5)	% 2.38 (2.37)	企業 624 (627)	% 58.9 (58.8)
全国	企業 107,691 (106,924)	人 27,281,606.5 (27,156,780.5)	人 125,433 (124,508)	人 17,969 (18,003)	人 317,201 (304,060)	人 55,844 (53,414)	人 613,958.0 (597,786.0)	人 58,855.0 (55,081.0)	% 2.25 (2.20)	企業 52,007 (50,306)	% 48.3 (47.0)

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分
岩手県	人 3,530.5 (3,562.5)	人 505 (519)	人 84 (84)	人 752 (766)	人 93 (115)	人 1,892.5 (1,945.5)	人 115.0 (109.5)	人 101 (113)	人 28 (30)	人 674 (658)	人 210 (261)	人 1,009.0 (1,044.5)	人 71.0 (63.5)	人 476 (415)	人 208 (214)	人 98 (101)	人 629.0 (572.5)	人 130.0 (107.5)
全国	人 613,958.0 (597,786.0)	人 103,362 (102,888)	人 13,369 (13,437)	人 128,909 (130,917)	人 17,531 (17,875)	人 357,767.5 (359,067.5)	人 23,948.0 (22,985.5)	人 22,071 (21,620)	人 4,600 (4,566)	人 86,372 (82,015)	人 22,624 (21,688)	人 146,426.0 (140,665.0)	人 13,189.0 (12,845.5)	人 85,305 (75,197)	人 32,304 (29,782)	人 16,615 (15,931)	人 109,764.5 (98,053.5)	人 21,718.0 (19,250.0)

#### [1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
							f. うち新規雇用分				
規模計	企業 1,060 (1,066)	人 148,573.5 (150,558.0)	人 606 (632)	人 112 (114)	人 2,000 (1,940)	人 413 (489)	人 3,530.5 (3,562.5)	人 316.0 (280.5)	% 2.38 (2.37)	企業 624 (627)	% 58.9 (58.8)
43.5~100人未満(※)	企業 627 (622)	人 39,704.0 (39,393.5)	人 146 (160)	人 38 (36)	人 493 (471)	人 86 (127)	人 866.0 (890.5)	人 91.0 (72.5)	% 2.18 (2.26)	企業 362 (354)	% 57.7 (56.9)
100~300人未満	企業 344 (349)	人 53,400.0 (53,275.0)	人 232 (236)	人 37 (32)	人 746 (728)	人 115 (134)	人 1,304.5 (1,299.0)	人 100.0 (97.0)	% 2.44 (2.44)	企業 210 (224)	% 61.0 (64.2)
300~500人未満	企業 46 (49)	人 15,723.5 (16,362.0)	人 72 (77)	人 7 (9)	人 208 (190)	人 23 (21)	人 370.5 (363.5)	人 36.0 (33.5)	% 2.36 (2.22)	企業 28 (24)	% 60.9 (49.0)
500~1000人未満	企業 33 (37)	人 20,548.0 (23,371.0)	人 78 (92)	人 20 (23)	人 270 (298)	人 52 (53)	人 472.0 (531.5)	人 46.0 (45.5)	% 2.30 (2.27)	企業 18 (18)	% 54.5 (48.6)
1000人以上	企業 10 (9)	人 19,198.0 (18,156.5)	人 78 (67)	人 10 (14)	人 283 (253)	人 137 (154)	人 517.5 (478.0)	人 43.0 (32.0)	% 2.70 (2.63)	企業 6 (7)	% 60.0 (77.8)

注 1 (1) ①の表と同じ

※令和3年3月1日法定雇用率引き上げにより、43.5人~100人未満に変更(令和2年までは45.5人~100人未満)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分
規模計	人 3,530.5 (3,562.5)	人 505 (519)	人 84 (84)	人 752 (766)	人 93 (115)	人 1,892.5 (1,945.5)	人 115.0 (109.5)	人 101 (113)	人 28 (30)	人 674 (658)	人 210 (261)	人 1,009.0 (1,044.5)	人 71.0 (63.5)	人 476 (415)	人 208 (214)	人 98 (101)	人 629.0 (572.5)	人 130.0 (107.5)
43.5~100人未満(※)	人 866.0 (890.5)	人 123 (128)	人 32 (25)	人 192 (197)	人 22 (23)	人 481.0 (489.5)		人 23 (32)	人 6 (11)	人 146 (142)	人 41 (75)	人 218.5 (254.5)		人 126 (105)	人 52 (56)	人 29 (27)	人 166.5 (146.5)	
100~300人未満	人 1,304.5 (1,299.0)	人 176 (178)	人 23 (22)	人 271 (274)	人 28 (41)	人 660.0 (672.5)		人 56 (58)	人 14 (10)	人 284 (283)	人 53 (61)	人 436.5 (439.5)		人 164 (145)	人 61 (58)	人 27 (26)	人 208.0 (187.0)	
300~500人未満	人 370.5 (363.5)	人 62 (68)	人 5 (6)	人 84 (80)	人 8 (9)	人 217.0 (226.5)		人 10 (9)	人 2 (3)	人 63 (59)	人 4 (2)	人 87.0 (81.0)		人 55 (45)	人 17 (16)	人 6 (6)	人 66.5 (56.0)	
500~1000人未満	人 472.0 (531.5)	人 69 (80)	人 15 (18)	人 110 (125)	人 16 (16)	人 271.0 (311.0)		人 9 (12)	人 5 (5)	人 85 (97)	人 25 (29)	人 120.5 (140.5)		人 67 (67)	人 19 (17)	人 8 (9)	人 80.5 (80.0)	
1000人以上	人 517.5 (478.0)	人 75 (65)	人 9 (13)	人 95 (90)	人 19 (26)	人 263.5 (246.0)		人 3 (2)	人 1 (1)	人 96 (77)	人 87 (94)	人 146.5 (129.0)		人 64 (53)	人 59 (67)	人 28 (33)	人 107.5 (103.0)	

注 1 (1) ②の表と同じ

※令和3年3月1日法定雇用率引き上げにより、43.5人~100人未満に変更(令和2年までは45.5人~100人未満)

(3) 産業別の雇用状況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体 障害者、 知的障害 者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以 外の身体 障害者及 び知的障 害者並び に精神障 害者であ る短時間 労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
農・林・漁業	17 (18)	2,246.5 (2,370.5)	9 (10)	1 (0)	32 (36)	1 (45)	51.5 (78.5)	5.0 (12.5)	2.29 (3.31)	10 (12)	58.8 (66.7)
鉱・採石・砂 利採取業	1 (1)	90.0 (87.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.11 (1.15)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	78 (81)	5,477.5 (5,868.0)	32 (35)	2 (1)	50 (48)	3 (0)	117.5 (119.0)	9.0 (10.0)	2.15 (2.03)	41 (43)	52.6 (53.1)
製造業	255 (262)	36,636.0 (37,066.5)	166 (183)	14 (12)	615 (589)	38 (46)	980.0 (990.0)	67.5 (66.0)	2.67 (2.67)	175 (182)	68.6 (69.5)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	3 (3)	295.0 (297.0)	2 (3)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (8.0)	0.0 (0.0)	2.03 (2.69)	2 (3)	66.7 (100.0)
情報通信業	21 (19)	2,964.5 (2,811.0)	12 (12)	1 (0)	23 (24)	0 (1)	48.0 (48.5)	6.0 (5.0)	1.62 (1.73)	9 (11)	42.9 (57.9)
運輸・郵便業	56 (59)	6,270.5 (6,390.5)	33 (28)	1 (3)	73 (82)	3 (8)	141.5 (145.0)	8.0 (7.0)	2.26 (2.27)	34 (35)	60.7 (59.3)
卸売・小売業	149 (152)	28,730.5 (30,269.5)	69 (70)	29 (36)	386 (369)	185 (197)	645.5 (643.5)	66.5 (59.0)	2.25 (2.13)	72 (66)	48.3 (43.4)
金融・保険業	13 (14)	5,174.5 (5,364.5)	27 (28)	1 (2)	40 (46)	4 (4)	97.0 (106.0)	7.0 (2.0)	1.87 (1.98)	5 (7)	38.5 (50.0)
不動産・物品 賃貸業	12 (12)	1,363.0 (1,356.5)	4 (6)	0 (0)	18 (14)	0 (0)	26.0 (26.0)	3.0 (2.0)	1.91 (1.92)	5 (6)	41.7 (50.0)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	23 (17)	1,523.0 (1,200.5)	6 (4)	0 (1)	3 (1)	1 (3)	15.5 (11.5)	0.0 (0.0)	1.02 (0.96)	7 (4)	30.4 (23.5)
宿泊・飲食 サービス業	34 (38)	4,417.5 (4,698.5)	15 (18)	3 (3)	46 (55)	13 (15)	85.5 (101.5)	5.0 (2.5)	1.94 (2.16)	19 (22)	55.9 (57.9)
生活関連サー ビス・娯楽業	36 (31)	3,595.0 (3,269.0)	7 (9)	5 (7)	26 (28)	12 (12)	51.0 (59.0)	2.5 (2.0)	1.42 (1.80)	14 (15)	38.9 (48.4)
教育・学習支 援業	16 (17)	3,657.0 (3,676.5)	18 (17)	2 (1)	29 (31)	1 (0)	67.5 (66.0)	10.0 (9.0)	1.85 (1.80)	7 (10)	43.8 (58.8)
医療・福祉	263 (261)	32,122.5 (32,085.0)	165 (167)	41 (36)	478 (453)	121 (122)	909.5 (884.0)	100.0 (70.5)	2.83 (2.76)	175 (169)	66.5 (64.8)
複合サービス 事業	14 (15)	4,184.5 (4,360.5)	18 (16)	1 (2)	48 (49)	2 (5)	86.0 (85.5)	5.0 (4.0)	2.06 (1.96)	9 (8)	64.3 (53.3)
サービス業	69 (66)	9,826.0 (9,387.0)	23 (26)	11 (10)	130 (112)	29 (31)	201.5 (189.5)	21.5 (29.0)	2.05 (2.02)	40 (34)	58.0 (51.5)
計	1,060 1,066	148,573.5 (150,558.0)	606 (632)	112 (114)	2,000 (1,940)	413 (489)	3,530.5 (3,562.5)	316.0 (280.5)	2.38 (2.37)	624 (627)	58.9 (58.8)

注 1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	岩 手					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5	1.5
61年	455	80,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8	
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	↓
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	
23年	744	123,564.0	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	↓
24年	774	129,259.5	2,318.0	1.79	52.2	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	
25年	902	138,702.0	2,597.0	1.87	49.6	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	
26年	904	137,395.5	2,654.5	1.93	52.9	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	923	139,094.5	2,765.5	1.99	54.1	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	
28年	923	141,355.0	2,927.5	2.07	56.3	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	
29年	939	143,139.0	3,089.0	2.16	57.5	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	
30年	1,020	147,388.0	3,269.5	2.22	55.0	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9	
令和元年	1,018	148,688.0	3,377.5	2.27	56.6	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0	
2年	1,021	149,246.5	3,396.5	2.28	57.0	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6	
3年	1,066	150,558.0	3,562.5	2.37	58.8	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0	
4年	1,060	148,573.5	3,530.5	2.38	58.9	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3	

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年～平成17年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント) ※平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、いずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

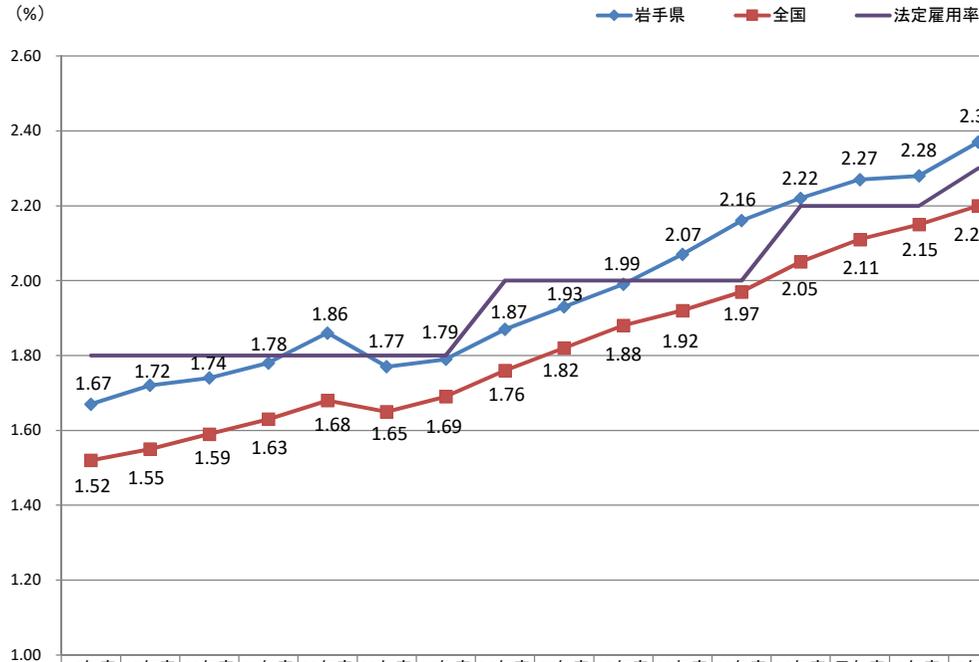
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考)

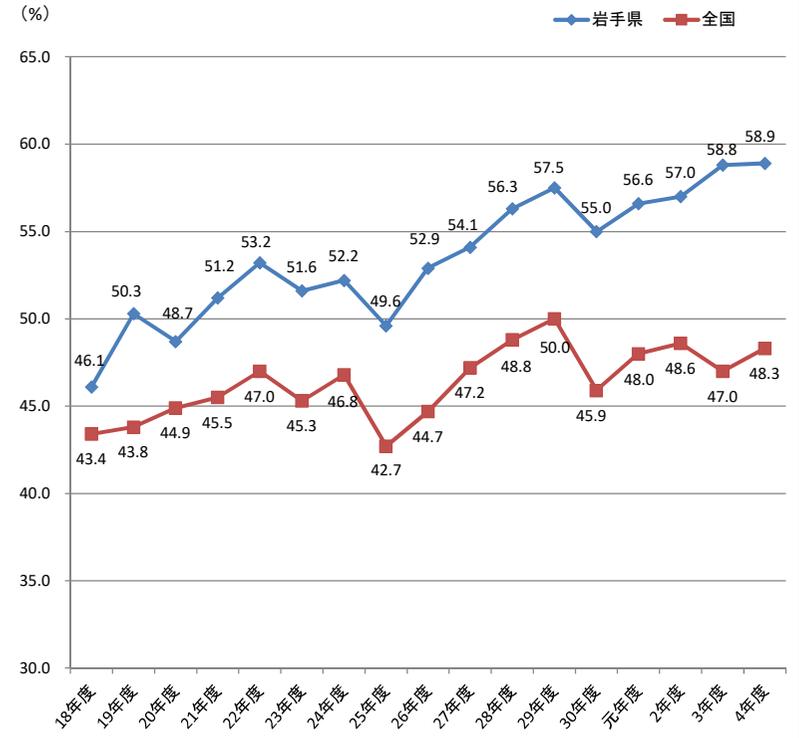
詳細表5

民間企業における障害者実雇用率



◆ 岩手県	1.67	1.72	1.74	1.78	1.86	1.77	1.79	1.87	1.93	1.99	2.07	2.16	2.22	2.27	2.28	2.37	2.38
■ 全国	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25
— 法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3

民間企業における法定雇用率達成企業の割合



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ 左のうち障害者の数 が0人である企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
規模計	436	329 (75.5%)	66 (15.1%)	24 (5.5%)	14 (3.2%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)	261 (59.9%)
43.5～100人未満 (※)	265	254 (95.8%)	11 (4.2%)	- -	- -	- -	- -	240 (90.6%)
100～300人未満	134	63 (47.0%)	44 (32.8%)	20 (14.9%)	6 (4.5%)	1 (0.7%)	- -	21 (15.7%)
300～500人未満	18	8 (44.4%)	6 (33.3%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	- -	- -	0 (0.0%)
500～1000人未満	15	3 (20.0%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	5 (33.3%)	- -	1 (6.7%)	0 (0.0%)
1000人以上	4	1 (25.0%)	- -	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	- -	0 (0.0%)

詳細表6

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 100～300人未満及び300～500人未満の割合については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

※令和3年3月1日法定雇用率引き上げにより、43.5人～100人未満に変更（令和2年までは45.5人～100人未満）

## 2 地方公共団体等における在職状況(法定雇用率2.6%または2.5%)

### (1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	4	10,031.5	60	4	153	2	278.0	46.0	2.77	4	100.0
	(4)	(10,124.5)	(58)	(8)	(127)	(4)	(253.0)	(33.5)	(2.50)	(2)	(50.0)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	164	363,592.0	2,547	298	4,744	546	10,409.0	975.5	2.86	153	93.3
	(160)	(361,308.0)	(2,535)	(325)	(4,489)	(519)	(10,143.5)	(1,057.0)	(2.81)	(143)	(89.4)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分		
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	278.0	60	4	105	2	230.0	25.0	0	0	7	0	7.0	2.0	35	6	6	41.0	19.0	
	(253.0)	(58)	(8)	(94)	(4)	(220.0)	(21.5)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)	(22)	(6)	(6)	(28.0)	(12.0)	
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	10,409.0	2,539	295	2,904	413	8,483.5	485.0	8	3	205	77	262.5	78.5	1,432	259	203	1,663.0	412.0	
	(10,143.5)	(2,528)	(323)	(2,881)	(408)	(8,464.0)	(552.5)	(7)	(2)	(191)	(67)	(240.5)	(59.0)	(1,201)	(260)	(216)	(1,439.0)	(445.5)	

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者 (注4)	D. 重度以外 身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である 短時間勤務 職員 (注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D$ $\times 0.5$	F. うち新規 雇用分			
岩手県	機関 48	人 14,803.0	人 71	人 7	人 232	人 6	人 384.0	人 21.5	% 2.59	機関 35	% 72.9
	(47)	(14,477.0)	(69)	(6)	(219)	(6)	(366.0)	(27.0)	(2.53)	(35)	(74.5)
全国	機関 2,462	人 1,341,687.5	人 8,239	人 644	人 16,787	人 1,253	人 34,535.5	人 3,193.5	% 2.57	機関 1,846	% 75.0
	(2,477)	(1,329,895.5)	(8,133)	(644)	(15,867)	(1,185)	(33,369.5)	(3,651.5)	(2.51)	(1,763)	(71.2)

注 2 (1) ①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times$ $0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times$ $0.5$	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. dのうち (注5)に該 当する職員	e. 計 $c + (d - e) \times$ $0.5 + e$	f. うち新規 雇用分
岩手県	人 384.0	人 71	人 7	人 159	人 4	人 310.0	人 15.0	人 0	人 0	人 8	人 2	人 9.0	人 0.5	人 63	人 2	人 2	人 65.0	人 6.0
	(366.0)	(69)	(6)	(149)	(3)	(294.5)	(19.0)	(0)	(0)	(7)	(2)	(8.0)	(0.0)	(60)	(4)	(3)	(63.5)	(8.0)
全国	人 34,535.5	人 8,142	人 597	人 10,228	人 856	人 27,537.0	人 1,754.0	人 97	人 47	人 1,082	人 219	人 1,432.5	人 256.5	人 4,897	人 758	人 580	人 5,566.0	人 1,183.0
	(33,369.5)	(8,043)	(595)	(10,176)	(832)	(27,273.0)	(2,021.0)	(90)	(49)	(985)	(219)	(1,323.5)	(299.5)	(4,188)	(652)	(518)	(4,773.0)	(1,331.0)

注 2 (1) ②の表と同じ

### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2	9,434.0	68	1	100	1	237.5	8.0	2.52	2	100.0
	(2)	(9,585.5)	(69)	(0)	(103)	(1)	(241.5)	(9.0)	(2.52)	(2)	(100.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	95	726,284.5	3,894	247	8,197	538	16,501.0	2,337.5	2.27	58	61.1
	(99)	(729,403.5)	(3,902)	(241)	(7,820)	(483)	(16,106.5)	(2,707.5)	(2.21)	(50)	(50.5)

注 2 (1) ①の表と同じ

詳細表9

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. dのうち (注5)に該 当する職員	f. うち新 規雇用分	
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	237.5	68	1	78	1	215.5	3.0	0	0	3	0	3.0	1.0	19	0	0	19.0	4.0
	(241.5)	(69)	(0)	(83)	(1)	(221.5)	(6.0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(0.0)	(17)	(0)	(0)	(17.0)	(3.0)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	16,501.0	3,821	240	4,349	333	12,397.5	1,139.0	73	7	646	141	869.5	263.5	2,853	413	349	3,234.0	935.0
	(16,106.5)	(3,837)	(233)	(4,364)	(316)	(12,429.0)	(1,327.0)	(65)	(8)	(609)	(122)	(808.0)	(304.5)	(2,536)	(356)	(311)	(2,869.5)	(1,076.0)

注 2 (1) ②の表と同じ

### 3 公的機関の各機関の状況

#### (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
知事部局	5,148.5	140.5	2.73	0.0	
医療局	4,371.0	121.0	2.77	0.0	
企業局	118.0	6.0	5.08	0.0	
警察本部	394.0	10.5	2.66	0.0	
計	10,031.5	278.0	2.77	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (2) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
盛岡市	1,771.5	47.0	2.65	0.0	
盛岡市上下水道局	173.0	4.0	2.31	0.0	
盛岡市立病院	192.0	6.0	3.13	0.0	
宮古市	600.0	19.0	3.17	0.0	特例認定あり（注2）
大船渡市	480.5	14.0	2.91	0.0	
大船渡市教育委員会	66.5	1.0	1.50	0.0	
花巻市	1,157.0	30.0	2.59	0.0	特例認定あり（注2）
北上市	669.5	17.5	2.61	0.0	
北上市教育委員会	147.0	4.0	2.72	0.0	
岩手中部水道企業団	80.0	1.0	1.25	1.0	（注3）
久慈市	440.0	14.0	3.18	0.0	
久慈市教育委員会	106.0	3.0	2.83	0.0	
遠野市	313.0	6.0	1.92	2.0	特例認定あり（注2）
一関市	1,163.5	30.5	2.62	0.0	
一関地区広域行政組合	80.0	4.0	5.00	0.0	
一関市教育委員会	250.0	8.0	3.20	0.0	
陸前高田市	219.5	7.0	3.19	0.0	特例認定あり（注2）
釜石市	453.0	10.0	2.21	1.0	特例認定あり（注2）
二戸市	267.5	7.0	2.62	0.0	
八幡平市	378.0	9.0	2.38	0.0	特例認定あり（注2）
奥州市	997.0	28.0	2.81	0.0	
奥州市上下水道部	53.0	2.0	3.77	0.0	
奥州市総合水沢病院	219.5	5.0	2.28	0.0	
奥州市教育委員会	350.5	8.5	2.43	0.5	（注3）
滝沢市	312.0	7.0	2.24	1.0	特例認定あり（注2）（注3）
犂石町	341.5	8.0	2.34	0.0	特例認定あり（注2）
葛巻町	142.5	1.0	0.70	2.0	
岩手町	132.0	2.0	1.52	1.0	特例認定あり（注2）
柴波町	238.0	6.0	2.52	0.0	特例認定あり（注2）
矢巾町	220.0	7.0	3.18	0.0	特例認定あり（注2）
西和賀町	240.5	6.0	2.49	0.0	特例認定あり（注2）
金ヶ崎町	173.5	4.0	2.31	0.0	
金ヶ崎町教育委員会	95.5	2.0	2.09	0.0	
平泉町	156.0	4.0	2.56	0.0	
住田町	86.5	2.0	2.31	0.0	
住田町教育委員会	56.0	0.0	0.00	1.0	
大槌町	187.5	5.0	2.67	0.0	特例認定あり（注2）
山田町	231.0	7.5	3.25	0.0	
山田町教育委員会	52.5	0.5	0.95	0.5	
岩泉町	260.0	11.0	4.23	0.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
岩泉町教育委員会	59.0	0.0	0.00	1.0	
田野畑村	76.0	2.0	2.63	0.0	
普代村	76.5	0.0	0.00	1.0	
軽米町	140.0	3.0	2.14	0.0	特例認定あり（注2）
野田村	94.0	5.0	5.32	0.0	
九戸村	174.0	1.0	0.57	3.0	特例認定あり（注2）
洋野町	403.0	9.0	2.23	1.0	特例認定あり（注2）
一戸町	228.0	5.5	2.41	0.0	特例認定あり（注2）
計	14,803.0	384.0	2.59	16.0	

注1 (1)表と同じ。

注2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
花巻市	花巻市教育委員会
遠野市	遠野市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
滝沢市	滝沢市教育委員会
磐石町	磐石町教育委員会
岩手町	岩手町教育委員会
紫波町	紫波町教育委員会
矢巾町	矢巾町教育委員会
西和賀町	西和賀町教育委員会
大槌町	大槌町教育委員会
軽米町	軽米町教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会
一戸町	一戸町教育委員会

注3 岩手中部水道企業団においては、12月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.5%、不足数0.0人となっている。  
奥州市教育委員会においては、9月1日時点において、障害者の数9.5人、実雇用率2.71%、不足数0.0人となっている。  
滝沢市においては、11月9日時点において、障害者の数8.0人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。

(3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率 2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	8,914.0	224.5	2.52	0.0	
盛岡市教育委員会	520.0	13.0	2.50	0.0	
計	9,434.0	237.5	2.52	0.0	

注 (1)表と同じ。

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.6%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	281.5	4.0	1.42	3.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	79.0	1.0	1.27	1.0	
計	360.5	5.0	1.39	4.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じた得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 4 地域別の障害者雇用状況

### (1) ハローワーク別の状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数			実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %	
			合計 人	身体 障害者数 人	知的 障害者数 人				精神 障害者数 人
盛岡	446	72,344.5	1,637.0	902.5	418.5	316.0	2.26	210	47.1
釜石	41	4,266.5	103.0	48.0	30.5	24.5	2.41	27	65.9
宮古	62	5,725.0	136.5	72.0	38.5	26.0	2.38	39	62.9
花巻	79	10,006.5	238.0	114.5	76.0	47.5	2.38	59	74.7
一関	98	11,903.5	321.5	141.0	134.5	46.0	2.70	70	71.4
水沢	110	14,315.5	350.5	210.0	75.0	65.5	2.45	74	67.3
北上	93	14,888.5	311.0	198.5	68.0	44.5	2.09	52	55.9
大船渡	42	5,833.5	155.5	82.0	54.0	19.5	2.67	27	64.3
二戸	41	5,780.0	179.0	67.5	92.0	19.5	3.10	29	70.7
久慈	48	3,510.0	98.5	56.5	22.0	20.0	2.81	37	77.1
計	1,060	148,573.5	3,530.5	1,892.5	1,009.0	629.0	2.38	624	58.9

## (2) 都道府県別実雇用率等の状況

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.25	0.05	48.3	1.3	52,007	107,691
北海道	2.44	0.07	51.3	1.2	2,015	3,928
青森	2.41	0.05	55.0	1.4	572	1,040
岩手	2.38	0.01	58.9	0.1	624	1,060
宮城	2.21	0.00	50.2	△0.5	810	1,615
秋田	2.29	0.08	62.0	2.3	502	810
山形	2.18	0.07	54.3	3.8	529	974
福島	2.19	0.05	54.3	1.3	825	1,520
茨城	2.20	0.03	49.8	0.5	849	1,704
栃木	2.38	0.12	56.8	2.4	773	1,361
群馬	2.21	0.02	54.3	△0.8	925	1,703
埼玉	2.37	0.05	48.8	1.0	1,821	3,734
千葉	2.22	0.07	50.2	1.2	1,423	2,834
東京	2.14	0.05	32.5	1.6	7,520	23,108
神奈川	2.20	0.04	45.8	1.2	2,308	5,043
新潟	2.23	0.03	57.2	0.6	1,163	2,033
富山	2.24	0.06	55.9	1.8	599	1,072
石川	2.37	△0.08	54.4	1.0	631	1,160
福井	2.48	△0.05	58.2	0.6	449	771
山梨	2.20	0.04	58.6	1.3	377	643
長野	2.32	0.03	58.1	1.3	1,029	1,772
岐阜	2.35	0.10	55.1	0.3	921	1,673
静岡	2.32	0.04	53.3	1.4	1,678	3,149
愛知	2.19	0.05	48.6	2.1	3,293	6,781
三重	2.42	0.06	59.1	2.2	752	1,273
滋賀	2.46	0.13	58.6	4.6	544	928
京都	2.31	0.03	52.1	1.2	1,028	1,975
大阪	2.25	0.04	44.6	1.6	3,874	8,691
兵庫	2.28	0.03	50.5	1.0	1,818	3,598
奈良	2.91	0.03	64.1	2.6	448	699
和歌山	2.54	0.05	63.0	1.9	405	643
鳥取	2.39	△0.04	60.3	0.2	292	484
島根	2.69	0.02	67.6	△0.4	415	614
岡山	2.54	0.00	54.3	3.2	831	1,531
広島	2.38	0.08	49.5	1.5	1,225	2,474
山口	2.68	0.08	56.6	0.3	546	965
徳島	2.34	0.08	61.3	1.1	333	543
香川	2.16	0.02	56.0	1.4	494	882
愛媛	2.38	0.09	51.9	3.0	558	1,076
高知	2.42	△0.13	62.3	1.1	340	546
福岡	2.29	0.08	50.8	0.9	2,094	4,123
佐賀	2.76	0.06	66.6	1.6	427	641
長崎	2.80	0.16	62.4	2.5	643	1,031
熊本	2.47	0.06	57.3	0.8	757	1,321
大分	2.61	0.02	61.5	0.3	554	901
宮崎	2.57	0.10	63.0	1.1	541	859
鹿児島	2.53	△0.01	59.8	△1.8	794	1,327
沖縄	2.97	0.11	61.0	0.1	658	1,078

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。